

## 芳賀赤十字病院登録医に関する取り決め

### (目的)

第1条 この登録システムは、地域医師会員(以下「会員」という)と芳賀赤十字病院(以下「病院」という)が相互に協力して、病診連携ならびに病病連携をより繁密にし、また医師の生涯教育を円滑にすることを目的とする。

### (資格)

第2条 登録医となる資格は、次のいずれかによる会員とする。

- (1) 病院に患者を紹介し、その入院後の情報取得や患者との面会を希望する会員
- (2) 病院で実施している諸検査の見学や特殊な診療についての研修を希望する会員
- (3) 病院で開催する学術集会、講演会、臨床病理検討会、症例検討会などの医学集会への参加を希望する会員
- (4) 病院図書館の利用を希望する会員

### (手続き)

第3条 登録を希望する会員は、必要事項を所定欄に記入した登録医申請書(第1号様式)を院長に提出する。

- 2 院長は、申請書を検討し、登録医として認めた会員に登録医証を交付する。
- 3 登録医は、病院内の「芳賀赤十字病院登録医」一覧に掲載する。
- 4 登録医の有効期間は5年間とする。ただし、登録医を辞退する意思表示がない場合は、自動的に更新される。
- 5 登録を辞退する場合は、当該登録医が院長に通知する。

### (業務)

第4条 登録医は、自身の紹介した患者に面接し、患者本人および受持医の了解を得て、その診療録、検査成績、画像資料を院内で閲覧することができる。

- 2 担当部長または受持医の了解のもとに、検査や特殊な診療を見学することができる。
- 3 担当部長の認める範囲において、受持医の了解のもとに、手術助手、検査実習などの診療(研修診療)を行なうことができる。
- 4 第2条第3項の医学集会に参加する事ができる。
- 5 病院の図書館で蔵書する図書の閲覧、貸出、文献のコピーをする事ができる。コピー費用の負担は、1枚5円(白黒)とする。

(待遇)

第5条 登録費は無料とする。

- 2 第4条第3項の研修診療については無報酬とする。
- 3 病院は、必要な情報等を定期的に登録医に案内する。
- 4 登録医が病院構内に駐車したときの駐車料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 登録医は、病院職員に準ずる諸規定を遵守するものとする。

- 2 会員であっても登録医でないものは、一般の面会者、訪問者と同等に病院の諸規定を遵守するものとする。

(問題の処理)

第7条 登録医と病院との間で何らかの問題が生じた場合、当該会員と院長とが協議し、問題を処理するものとする。

- 2 院長は、登録医が登録医としてふさわしくないと認めたときには、当該会員と院長とが協議の上、その登録を取り消すことができる。
- 3 院長は登録を取り消した場合、直接本人に登録医の取り消しを通知する。

附 則

この取り決めは、平成16年4月1日から施行する。

平成21年12月1日 第3条および第5条を一部改正する。

登 録 医 申 請 書

芳 賀 赤 十 字 病 院  
院 長 岡 田 真 樹 様

私は、貴病院の登録医師となる事を希望しますので、登録を  
申請いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

住 所

T E L

F A X

E-mail

氏 名 ( ふ り が な )	標 榜 科 目
⑩	
⑩	
⑩	
⑩	
⑩	